神戸市中規模多数利用建築物等耐震化助成事業のご案内

神戸市では、不特定多数の方々が利用する建築物等の耐震化への取り組みを促進するため、耐震診断、耐震改修等の費用の一部を補助する制度を設けています。

1 中規模多数利用建築物・小規模多数利用建築物の耐震診断への補助

耐震改修促進法(以下「法」といいます)の指示対象、指導・助言対象となる建築物の一部について、耐震診断費の一部を補助する制度です。

要件、補助 上限額等	中規模多数利 (法第 15 条第	用建築物〔指示 2 項第 1 号、第 :		小規模多数利用建築物[指導·助言対象] (法第15条第1項、第14条第1号)		
おもな対象用途	階数・延べ面積	補助対象 限度額	補助率	階数・延べ面積	補助対象 限度額	補助率
ホテル・旅館、店舗、 病院、運動施設、駐車場 福祉施設 (老人ホーム等)	階数3以上かつ 2,000 ㎡以上 階数2以上かつ 2,000 ㎡以上	5,240 千円	2/3	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	3,670 千円	
小·中学校	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上	4,460 千円		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上		2/3
幼稚園	階数2以上かつ 750 ㎡以上	2,750 千円		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	1,840 千円	
学校(幼稚園、小·中学 校を除く)、事務所、工場	_	_	_	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	3,670 千円	

対象用途・規模について、詳しくは裏面をご覧ください。

2 中規模避難施設(災害協定を締結しているホテル・旅館)の耐震改修への補助

法の指示対象となるホテル・旅館(階数3以上かつ延べ面積2,000 ㎡以上)のうち、神戸市との間で災害協定(災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定)を締結しているものを対象に、耐震改修費用の一部を補助する制度です。

中規模避難施設				
	補助対象限度額	補助率		
耐震補強設計	5,240 千円	2/3		
耐震改修工事	102,000 千円			

ls<0.3 相当の場合、工事の限度額の割増があります

3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、耐震改修、建物除却への補助

神戸市では、耐震改修促進計画において、緊急輸送道路沿道の通行障害建築物(法施行令第4条)を法の指示対象建築物(法第6条第3項第2号)として耐震化の促進を図ることとしており、補助制度を設けています。

緊急輸送道路沿道建築物						
	補助対	象限度額	補助率	宣さの亜州		
	m ^² 単価	上限額	伸助平	高さの要件		
耐震診断	※下記に	6,290 千円				
耐震補強 設計	より算出	6,290 千円		(1)前面道路幅員が12mを超える (2)前面道路幅員が12m以下		
耐震改修 工事	20,000 円/㎡	60,000 千円	2/3	場合、 幅員の1/2 の高さを の場合、 6m の高さを超え 超える建築物 る建築物		
建物除却	20,000 円/㎡	60,000 千円				
※ア〜ウの㎡単価を基に算出した額 ア 面積 1,000 ㎡以内の部分は 3,670 円/㎡ イ 面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分 は 1,570 円/㎡ ウ 面積 2,000 ㎡を越える部分は 1,050 円/㎡ (評価書の取得費用について 1,570 千円を限度 に加算することができます。)			内の部分 0 円/㎡	特定 中央 前面道路 (L) 特定 連築 物 高さ 6m 田 田 田 田 田 田 田 田 田		

上記1~3のいずれも、耐震診断及び耐震補強設計において第三者機関の評価書取得が必要です。

中規模多数利用建築物・小規模多数利用建築物 対象用途・規模

	用途	中規模多数利用建築物 [指示対象]	小規模多数利用建築物 [指導·助言対象]	
AV 1.1		(法第15条第2項第1号、第2号)	(法第 15 条第 1 項、第 14 条第 1 号)	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	
		※屋内運動場の面積を含む	※屋内運動場の面積を含む	
	上記以外の学校	_	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
体育館	(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設				
病院、	診療所	Files V. O. I. I. I. O. O. O. O. V. I. I.		
劇場、	観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上		
集会場	8、公会堂			
展示場	<u>a</u>		THOUSE OF THE STATE OF THE STAT	
卸売市	ī場	_	■ 階数3以上かつ1,000 ㎡以上	
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上		
ホテル	、旅館		_	
賃貸住	宝(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
事務所	Ī	_		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	
	証センター、児童厚生施設、身体障 証センターその他これらに類するもの	自数 2 以上が 2 2,000 III以上		
幼稚園		階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	
博物館	8、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
遊技場	<u> </u>			
公衆浴	· 湯			
	ま、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上		
	ま、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これ するサービス業を営む店舗			
工場				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 信場を構成する建築物で旅客の乗降又は待 合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な施設		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上		
電話(e-mail ホーム	合せ】神戸市建築住宅局建築指導部i 078-595-6578 FAX 078-595 I taishin@office.city.kobe.lg.jp ページ	-6664	神戸市耐震キャラクター	

https://www.city.kobe.lg.jp/a31423/shise/kekaku/kenchikujutakukyoku/policy/taishinkasokushin/index.html